

18 陳情 第 28 号の 2	輸入牛肉およびその加工品に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 18 年 3 月 7 日受理、平成 18 年 3 月 13 日付託
陳情者	東京都新宿区西新宿 _____ _____

(要 旨)

- 東京都に牛肉の全頭検査を今後も続けるよう、区議会として要望してください。
- 食の安全性を確保するための施策を他機関と連携して強化してください。

(理 由)

当団体は消費者の権利を守り、自立した消費者として消費生活が営めるように活動しています。食生活については、健康を維持するために必要な情報、表示、安全性、衛生問題等研修及び調査を行い、報告や意見表明を行っています。

また、農林水産省の「食品に関するリスクコミュニケーション」登録団体として意見交換会に出席しています。このところの不祥事により消費者の食肉および、食べものへの不安は、健康への不安となりストレスとなっています。

- アメリカで BSE 感染が確認されなかった 2 例目の食肉牛が、イギリスでの再検査により BSE 感染牛と判定されました。この事実により輸入が禁止されましたが、アメリカでの検査体制を強化する、危険部位は除くとの約束のもとに輸入が再開されましたが、危険部位の脊柱が混入していたため輸入禁止の措置がとられました。また、OIE 委員会の改正として、骨抜き骨格筋肉輸入や現行の、「30 か月以下」を廃止する案が出されています。このようなことから輸入再開された場合、BSE 感染食肉牛が輸入される可能性があると考えます。

牛肉は、学童や消費者にとって栄養的にも欠かせない肉食材です。日本の未来を背負う学童は、この食材からの変異型クロイツフェルトヤコブ病の感染を防止しなければならないと考えます。自己選択できない学校給食には安全性が確保された牛肉を使い、学童の将来にわたる健康を守る施策が必要です。

- 日本でも変異型クロイツフェルトヤコブ病症状を発症した患者がでました。しかし、全頭検査により感染をした牛肉の流通を防ぎ食の安全性を確保し、安定供給を確実にしている現在の基準及びルールにより、消費者は安心して国産の牛肉を食することができます。

しかし平成 17 年 8 月 1 日から、20 か月齢以下の牛を全頭検査の対象外とする施行規則の改正がなされました。以後の対応は東京都に任されましたが、東京都は平成 16 年 10 月 21 日福祉保険局が全頭検査を継続する旨を公表し、18 年度は継続される見込みですが、それ以後は継続されるかどうかわかりません。

消費者が納得する安全な牛肉の流通は、消費拡大にもなります。そこで区議会として東京都に今後の全頭検査を要望していただきたい。

- 自己責任時代において、安全性を求める消費者が、食材を選択するとき信用できる基準に基

づいて生産・流通している食材は安心して買うことができ、消費拡大にもなります。保健所は食品の検査機関の情報を区民に知らせ、安全性確保の施策を強化してください。

消費者が不安になることは、消費が落ち込み畜産農家も打撃を受けることとなります。健康の基本となる食材の安全性が確保される施策こそ、消費者にとって必要です。

(参考：文教委員会へ付託された陳情項目)

- 1 学校給食には、安全性が確保されるまでは全ての輸入牛肉を使わないでください。